

職業紹介業 手数料の規定

神奈川医療介護人材紹介センターが有料職業紹介事業を行った場合の手数料は次の通りです。

(1)受付手数料

当職業紹介業では、求人・求職の申し込みの受理に際し、『受付手数料』の申し受けはございません。

(2)紹介手数料

当社から紹介した求職者が入社に至った場合の手数料は次の通りです。

想定年収の 20%（消費税別）

また、想定年収の算出方法は次の①・②となります。

①常勤の場合、基本給に通勤手当を除く一切の諸手当（所定外労働手当含む）を加算した月給相当額の 12 ヶ月分と、賞与算定基準額に前年度実績賞与支給月数を乗じた賞与想定額を加算した金額。

但し、年俸制を採用する場合は年俸額。

②非常勤の場合、時間給額に週当たりの稼働時間を乗じた 52 週(1 年)分の金額。

(3)早期退職による返戻金

入社日から 3 ヶ月以内に自己都合により退職し、または懲戒解雇された場合、紹介手数料を雇用期間に応じて以下のとおり返還します。但し、雇用側の責による解雇、雇用側に起因する退職、採用決定者の死亡、天災事変等の不測の事態、その他当社の免責が合理的と判断される事由の場合は、返還の適用を除外します。なお、当該退職等が紹介手数料の支払い前であっても、雇用側の支払債務は消滅しません。

1 ヶ月以内の場合、紹介手数料の 80%

2 ヶ月以内の場合、紹介手数料の 50%

3 ヶ月以内の場合、紹介手数料の 10%

以上